

結核健康診断事業補助金に係る根拠法令

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(定期の健康診断)

第五十三条の二 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者(以下この章及び第十二章において「事業者」という。)、学校(専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。)の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの(以下この章及び第十二章において「施設」という。)の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。)であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

(学校又は施設の設置者の支弁すべき費用)

第五十八条の三 学校又は施設(国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。)の設置者は、第五十三条の二第一項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県の補助)

第六十条 都道府県は、第五十八条の三の費用に対して、政令で定めるところにより、その三分の二を補助するものとする。 (注) 都道府県を指定都市と読み替える規定有り。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令

(施設)

第十一条 法五十三条の二第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。

一 ~略~

二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設

社会福祉法

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

① 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

③ 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを営する事業

④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設を営する事業

※障害者の日常~(法5条11) この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設(のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。)をいう。

⑤ 削除

⑥ 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設を営する事業

(定期の健康診断の対象者、定期及び回数)

第十二条 法第五十三条の二第一項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 ～略～

二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修業年限が一年未満のものを除く。)の学生又は生徒 入学した年度

三 ～略～

四 前条第二号に掲げる施設に入所している者 六十五歳に達する日の属する年度以降において毎年度

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する規則（相模原市規則）

(補助金の交付申請)

第11条 法第60条の規定による補助を受けようとする者は、毎年10月末日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 結核健康診断補助金交付申請書
- (2) 結核健康診断補助金交付申請額明細書
- (3) 補助事業に係る歳入歳出決算見込書又は支出に関する領収書の写し
- (4) 結核健康診断実施成績表